information



調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか?

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

2005年8月号のこのコーナーで一包化薬についての調剤料の算定例が示されていましたが、次のような処方の場合は、調剤料として何点を算定すべきでしょうか。 <処方4>の部分は、<処方1>~<処方3>と服用時点が全く重複していないため、保険請求上は一包化薬ではなく、内服薬として取り扱うと思いますが、臨時処方の<処方3>との重複がない8日目以降の部分については、どのように考えれば良いのでしょうか。

(名古屋市 匿名希望)

					11/2/2
	<処方1> A錠 Bカプセル	1錠 1Cap	1日1回	朝食後	28日分
	<処方2> C錠 D散	2錠 1g	1日1回	夕食後	28日分
-	<処方3> E錠 F散	3錠 3g	1日3回	毎食後	7日分
	<処方4> G錠	1錠	1日1回	就寝前 ※上記をす	28日分 ベて一包化
ı				Contract of N	

<処方1>~<処方3>の調剤料については,一包化薬97点(7日分)と内服薬90点 [8日目以降の21日分の2剤:(80点-35点)×2剤]を算

定し、<処方4>の調剤料は、内服薬の3剤を超える部分に相当することから、内服薬0点として算定するものと解釈します(すなわち、上記処方の場合187点)。

一包化薬は、服用時点の異なる2剤以上の内服用固型剤を、その種類に関わらず、服用時点ごとに一包として調剤した場合に算定するもので、7日分につき97点を算定します。ただし、処方全体のうち、いずれの内服用固型剤の服用時点とも重複しない「剤」がある場合には、当該剤については内服薬として調剤料を算定することとされています(例えば、「分2朝夕食後」と「分3毎食後」と同時に、「分1就寝前」が処方されているようなケースが該当)。しかし、一包化薬として算定したものの中に、すでに内服薬3剤分相当が含まれている場合には、いくら服用時点が重複していない内服用固型剤だからといっても、一包化薬とは別に内服薬の調剤料を算定することはできません。

ご質問のケースにおいては、一包化薬の対象範囲はく処方1>~<処方3>となります。しかし、投与日数が異なるため、実際には7日分(服用初日~7日目)しか一包化しておらず、残りの21日分(8~28日目)は服用時点の重複部分が存在しないことから、一包化することができません。このような部分については、一包化薬の算定対象となる部分の内服薬調剤料相当分を差し引いたうえで、内服薬として算定することになります。したがって、服

information



用初日から7日目までの7日分については一包化薬として97点,8日目から28日目までの21日分については内服薬として90点(28日分の80点から7日分の35点を差し引いた点数×2剤分)となります。

一方、8日目以降の部分に着目した場合、服用時点が全く重複していない内服薬として、<処方3>を除く3剤分

分く処方1、2、4>が存在するものと考えられるかもしれません。しかし、ご質問のケースでは、一包化薬として算定した中に内服薬3剤分相当<処方1~3>が含まれていることから、<処方4>は内服薬の3剤を超える部分に相当するものと解釈できます。したがって、<処方4>については、内服薬0点として算定するものと考えます。

②2 一包化薬の調剤料について質問します。<ケース1>において、分2朝夕

食後の錠剤と散剤を、吸湿性などの理由から別包として調剤しました。この時、別包とした散剤については、内服薬として調剤料を算定できるのでしょうか。また、<ケース2>において、分3毎食後のものだけを別包としたのですが、内服薬の調

剤料は算定できますか。

(北九州市 匿名希望)

<ケース1> ①分1朝食後 (錠剤) ②分2朝夕食後(錠剤)

※①と②を一包化。 ただし、②の散剤は別包 <ケース2> ①分1朝食後 (錠剤) ②分2朝夕食後 (錠剤) ③分3毎食後 (散剤) ※①と②を一包化。 ただし、③は別包



いずれのケースについても,一包化薬とは 別に内服薬の調剤料を算定することはでき

一包化薬は、服用時点の異なる2剤以上の内服用固型剤を、その種類に関わらず、すべてを一包として調剤することが原則です。ただし、「服薬における安全性の確保の観点等」の理由から、例えば錠剤と散剤を別々に一包化したような場合であっても、一包化薬を算定することは認められます。しかし、それぞれに一包化薬を算定できるということではありません。また、別包にした内服薬が一包化の対象にならないからといって、一包化薬とは別に内服薬として算定できるというわけでもありません。



